証券コード　9554
2022年12月８日

株　主　各　位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル４階
株式会社ＡＶｉＣ
代表取締役社長　市　原　創　吾

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年12月23日（金曜日）午前10時（開場９時30分）

２．場　　所　東京都港区芝公園二丁目４番１号
芝パークビルＢ館地下１階　「ＡＰ浜松町」Ｃルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第10期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://avic.jp/ir/）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、事前に書面により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年10月１日から
2022年９月30日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束は未だ見通しが立たないものの、経済活動の正常化に向けた動きがみられました。このような経済情勢のなか、あらゆる産業界においてデジタルトランスフォーメーションのトレンドが継続しており、インターネットを用いた販促・マーケティング活動が前年度よりさらに活発となった結果、当社の所属するデジタルマーケティング業界に対する需要はより一層高まっております。株式会社電通「2021年　日本の広告費」によると、インターネット広告の市場規模は2021年に２兆7,052億円となりました。また、株式会社矢野経済研究所「インターネット広告市場に関する調査を実施（2021年）」によると、同市場規模は2024年には３兆2,740億円に成長すると推計されております。

こうした環境の下、当社はデジタルマーケティングサービスを提供しており、クライアントの旺盛なインターネットを用いた販促・マーケティングニーズに応えた結果、当社の当事業年度の売上高は1,245,789千円、営業利益は316,366千円、経常利益は305,126千円、当期純利益は226,229千円となりました。

なお、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。収益認識会計基準等を適用しなかった場合の当事業年度の売上高（取扱高）は、3,400,852千円であり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2,155,063千円減少しております。

当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は11,934千円（自社開発ツール関連の投資及び業務用PCの購入等）であります。

③ 資金調達の状況

2022年６月30日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により総額140,760千円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 7 期 (2019年９月期)	第 8 期 (2020年９月期)	第 9 期 (2021年９月期)	第 10 期 (当事業年度) (2022年９月期)
売　　上　　高(千円)	236,302	696,577	1,329,789	1,245,789
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△8,701	122,276	111,638	305,126
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△2,294	86,391	78,759	226,229
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△0.43	16.30	14.21	40.54
総　　資　　産(千円)	118,265	475,531	645,039	1,455,618
純　　資　　産(千円)	40,142	265,028	344,452	713,010
１株当たり純資産(円)	7.57	47.22	61.43	124.43

(注) １．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。なお、当該会計基準等を適用しなかった場合の当事業年度の売上高（取扱高）は、3,400,852千円であります。

２．当社は、2020年6月1日付で普通株式１株につき10,000株の割合で株式分割を行なっており、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の優先的に対処すべきと考える事業上の課題は以下のとおりであります。当社は急速な成長段階にあり、クライアント基盤を拡大させながら、現在のサービス品質の維持・持続的な向上をさせることが、重要な課題であると認識しております。そのため、自社開発ツールの開発促進や、人材の採用と育成に取組んでまいります。また、業務運用の効率化やリスク管理のための内部管理体制のさらなる強化が重要な課題であると認識しております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取組んでまいります。なお、財務上の課題については、内部留保が十分確保されており、借入等による機動的な資金調達も可能であることから、特段の該当事項はありません。

① サービス品質の維持・持続的な向上

デジタルマーケティングサービスの維持・持続的な品質向上を図っていくことが重要であると考えております。そのためには、継続的な自社開発ツールの開発、人材の採用・育成が必要であると考えております。

② クライアント基盤の拡大

既存クライアントとの継続的な関係構築、新規クライアントの開拓推進が重要であると考えております。継続的な自社開発ツールの開発、人材の採用・育成をすることによるサービス品質の持続的な向上により、達成されるものと考えております。

③ 自社開発ツールの開発促進

デジタルマーケティングサービスの質を維持・向上しながら、業務効率化を並行して推進するために、自社開発ツールの開発が重要であると考えております。具体的には、ビッグデータ分析機能の付加、AI分析機能の付加等の各種機能向上が必要であると考えております。

④ 人材の採用と育成

新卒採用を中心とした積極的な人材採用と、人材育成の推進が重要であると考えております。現在、実施している、未経験社員を早期戦力化するための社内研修制度の充実（具体的には座学、OJT、内定承諾者アルバイト制度）、短期的な成果でなく、安定的に質の高いサービスを提供できるかどうかを評価基準とした人事評価を行う現行の人事評価制度の継続・ブラッシュアップを行ってまいります。

⑤　コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化・効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理を徹底するとともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取組んでまいります。その取組みの１つとして2021年12月には監査等委員会設置会社へ移行しました。また、取締役の過半数が社外取締役で構成されており、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を通じた透明性の高い経営を実現しております。

(5) 主要な事業内容（2022年９月30日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
デジタルマーケティング事業	インターネット広告サービス SEOコンサルティングサービス

(6) 主要な営業所（2022年９月30日現在）

本　　社	東京都港区

(7) 従業員の状況（2022年９月30日現在）

従業員数		前事業年度末比増減	
51名	(6名)	20名増	(2名増)

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．従業員数が最近１年間において20名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う人員増加によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2022年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	20,852千円
株式会社日本政策金融公庫	11,000
株式会社静岡銀行	9,004

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年６月30日をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場しております。

2．株式の状況（2022年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　5,693,100株

（注）１．2022年６月29日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。

２．新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,800株増加しております。

(3) 株主数　　777名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合	2,176千株	38.2%
岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合	1,411	24.8
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	313	5.5
吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合	278	4.9
MICイノベーション5号投資事業有限責任組合	223	3.9
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合	220	3.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	167	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	138	2.4
株式会社SBI証券	113	2.0
楽天証券株式会社	44	0.8

（注）持株比率は自己株式（41株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日			2020年６月29日	2020年12月15日
新株予約権の数			57,200個	5,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　57,200株 (新株予約権１個につき１株)	普通株式　5,300株 (新株予約権１個につき１株)
新株予約権の払込金額			新株予約権１個当たり 17円	新株予約権１個当たり 17円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 560円	新株予約権１個当たり 560円
権利行使期間			2022年11月１日から 2025年10月31日まで	2022年11月１日から 2025年10月31日まで
行使の条件			(注) １　(注) ２　(注) ３	(注) １　(注) ２　(注) ３
役員の保有状況	取締役(監査等委員を除く)	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　57,200個 目的となる株式数57,200株 保有者数　１名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
		社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　5,300個 目的となる株式数　5,300株 保有者数　２名

(注) １．新株予約権者は、2021年９月期（2020年度）における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が420百万円を超過し且つ、2022年９月期（2021年度）における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が504百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上総利益、原価に含まれる労務費と経費は、当社の決算報告書に記載される損益計算書の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき売上総利益、原価に含まれる労務費と経費の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めるものとする。

２．本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、

会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

3．本新株予約権の割当日から権利行使期間開始日以前に当社普通株式価額が560円を下回った場合、本新株予約権は消滅するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第８回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日	2021年11月26日	2021年11月26日
新株予約権の数	1,500個	20,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,500株 (新株予約権１個につき 1株)	普通株式 20,500株 (新株予約権１個につき 1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり 67円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 1,100円	新株予約権１個当たり 1,100円
権利行使期間	2023年11月27日から 2031年11月26日まで	2022年11月１日から 2026年５月３日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1　(注) 2
当社使用人への交付状況	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 1,500株 交付対象者数 3名	新株予約権の数 20,500個 目的となる株式数 20,500株 交付対象者数 2名

	第11回新株予約権
発行決議日	2022年１月28日
新株予約権の数	1,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,300株 (新株予約権１個につき 1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 1,100円
権利行使期間	2024年１月29日から 2032年１月28日まで
行使の条件	(注) 1
当社使用人への交付状況	新株予約権の数 1,300個 目的となる株式数 1,300株 交付対象者数 2名

（注）１．本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

２．新株予約権者は、2021年度における当社損益計算書に記載される売上総利益が398百万円を超過し且つ、2022年度における当社損益計算書に記載される売上総利益が593百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上総利益は、当社の決算報告書に記載される損益計算書の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めるものとする。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	市　原　創　吾	
取締役ＣＦＯ	笹　　野　　誠	
取　締　役 (常勤監査等委員)	天　児　友　美	
取　締　役 (監査等委員)	山　元　雄　太	株式会社ＪＭＤＣ　取締役副社長兼CFO
取　締　役 (監査等委員)	浅　井　大　輔	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー

（注）１．取締役（監査等委員）天児友美氏、山元雄太氏及び浅井大輔氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）天児友美氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）山元雄太氏は、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有しております。取締役（監査等委員）浅井大輔氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

３．天児友美氏は常勤の監査等委員であります。当社は、内部監査担当等との十分な連携を通じて情報収集の充実を図り、監査等委員会への情報提供を充実させることで監査・監督機能を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

４．当社は、取締役（監査等委員）天児友美氏及び山元雄太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の役員、執行役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害が補填されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月24日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内、同株主総会終結時点の員数は２名、うち社外取締役は０名）、監査等委員である取締役の報酬額を年額150,000千円以内（同株主総会終結時点の員数は３名）とすることを決議しております。なお、当社は業績連動報酬を採用しておりません。

当社は、2021年12月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、同業他社の水準、業績、従業員給与との均衡、各取締役に求められる職責及び能力等を考慮の上、取締役会において決議する旨を決議しております。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額について、2021年12月24日開催の取締役会において、上記の決定方針に従って決議していることから、その内容は当社の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、業務分担の状況等を考慮の上、2021年12月24日開催の監査等委員会により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	31,950 (750)	31,950 (750)	－	－	3名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,900 (9,900)	9,900 (9,900)	－	－	3名 (3)
監査役 （うち社外監査役）	2,550 (2,550)	2,550 (2,550)	－	－	2名 (2)
合計 （うち社外役員）	44,400 (13,200)	44,400 (13,200)	－	－	5名 (3)

（注）1．当社は、2021年12月24日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2020年12月24日開催の定時株主総会において年額500,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は３名（うち、社外取締役は１名）です。監査役の報酬限度額は、2020年12月24日開催の定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）山元雄太氏は、株式会社ＪＭＤＣの取締役副社長兼CFOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）浅井大輔氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 天 児 友 美	当事業年度に開催された取締役会24回について、監査役として５回、監査等委員として19回出席し、公認会計士としての専門的知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査役協議会３回の全て、監査等委員会10回の全てに出席し、常勤監査役又は常勤監査等委員としての監査業務から得られた情報を共有すると共に、審議に必要な発言及び監査業務全般に係る発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 山 元 雄 太	当事業年度に開催された取締役会24回について、社外取締役として５回、監査等委員として19回出席し、事業会社における取締役等としての豊富なマネジメント経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会10回の全てに出席し、審議に必要な発言及び監査業務全般に係る発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 浅 井 大 輔	当事業年度に開催された取締役会24回について、監査役として５回、監査等委員として19回出席し、弁護士としての専門的知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査役協議会３回の全て、監査等委員会10回の全てに出席し、審議に必要な発言及び監査業務全般に係る発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、ひびき監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 取締役は、企業活動の前提に法令遵守を位置付け、透明性の高い経営体制の構築を図る。

ⅱ 取締役は、毎月の定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ⅲ 法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、取締役及び使用人に周知徹底を図る。

ⅳ コンプライアンス委員会を設置し、社内啓蒙や研修等の実施を通じて、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。

ⅴ 法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を整備する。

ⅵ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づき、適切な内部統制の構築を推進する。

ⅶ 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、関係遮断を徹底する。

ⅷ 内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内規程の遵守状況を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

ⅸ 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ 情報資産を保護し、機密性の程度に応じた適切な管理を行うために定めた「情報セキュリティ管理規程」「個人情報管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

ⅱ 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクの防止及び

会社損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を定め、同規定に従った管理体制を構築する。

ⅱ リスクが顕在化した場合は、迅速かつ組織的な対応を行い、万が一不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設定し、損害の拡大を防止し最小限に抑える体制を構築する。

ⅲ 監査等委員会及び内部監査担当者は、リスク管理体制の実効性について監査する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ 毎月１回取締役会を開催し、重要事項の決定並びに審議・意見交換を行い、各取締役は連携して業務執行状況を監督する。

ⅱ 全社のビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び年度予算を策定し、明確な計数管理を行うとともに、その達成のために「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、業務分担及び職務権限を明確にして、職務執行の効率化を図る。

ⅲ 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。

⑤ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合は、監査等委員会と協議の上、適切な人材を配置するものとする。

ⅱ 補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

ⅲ 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。

⑥ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

ⅰ 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から報告を受け、関係資料を閲覧することができる。

ⅱ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。

⑦ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記⑥の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑧ 監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ 代表取締役、会計監査人、内部監査担当者は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

ⅱ 監査等委員会が必要と認める場合は、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

ⅲ 監査等委員会には、法令に従い社外取締役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を24回開催しており、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

② 取締役（監査等委員）の職務遂行について

取締役（監査等委員）は、当事業年度において、監査等委員会を10回開催しており、監査等委員会において定めた監査計画に基づき取締役会を含む重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な連携等を行い、取締役の職務執行について監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンスについて

当事業年度において、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を４回開催し、事業運営上のリスクについて評価・対策等の協議を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進について検討しております。また、全社員を対象としたコンプライアンス研修及びインサイダー取引防止に係る勉強会を実施し、社内のコンプライアンスの向上に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために、当面は内部留保の充実を優先する予定ですが、株主に対する利益還元については経営の重要課題の１つと位置付けておりますので、将来的には当社の財務状況や同業他社の状況を勘案しながら、株主への利益配当を実施していく方針であります。なお、内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・自社開発ツールへの投資等のサービス品質の維持・強化、収益力の向上に資する投資に活用していく予定であります。

また、剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を基本としております。当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めている他、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸 借 対 照 表

(2022年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,365,939**	**流動負債**	**726,400**
現金及び預金	724,130	買掛金	442,472
売掛金	565,063	1年内返済予定の長期借入金	24,648
前渡金	17,004	未払金	108,363
前払費用	50,858	未払法人税等	76,155
その他	8,883	未払消費税等	64,191
固定資産	**89,678**	前受金	2,264
有形固定資産	**4,444**	預り金	8,299
建物	323	その他	5
工具、器具及び備品	4,121	**固定負債**	**16,208**
無形固定資産	**9,019**	長期借入金	16,208
ソフトウエア	9,019	**負債合計**	**742,608**
投資その他の資産	**76,214**	**(純資産の部)**	
従業員に対する長期貸付金	1,600	**株主資本**	**708,369**
長期前払費用	3,670	**資本金**	**169,448**
繰延税金資産	4,957	**資本剰余金**	**153,448**
敷金	65,986	資本準備金	153,448
		利益剰余金	**385,523**
		その他利益剰余金	385,523
		繰越利益剰余金	385,523
		自己株式	**△50**
		新株予約権	**4,640**
		純資産合計	**713,010**
資産合計	**1,455,618**	**負債純資産合計**	**1,455,618**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,245,789**
売上原価		**584,890**
売上総利益		**660,899**
販売費及び一般管理費		**344,532**
営業利益		**316,366**
営業外収益		
受取利息	58	
ポイント収入額	3,007	
その他	1,203	4,269
営業外費用		
支払利息	597	
株式交付費	2,149	
上場関連費用	12,672	
その他	88	15,509
経常利益		**305,126**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,005	1,005
税引前当期純利益		**306,132**
法人税、住民税及び事業税	83,057	
法人税等調整額	△3,154	79,902
当期純利益		**226,229**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年10月１日から
2022年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	98,564	82,564	82,564	159,294	159,294
当期変動額					
新株の発行	70,380	70,380	70,380		
新株の発行（新株予約権の行使）	504	504	504		
当期純利益				226,229	226,229
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	70,884	70,884	70,884	226,229	226,229
当期末残高	169,448	153,448	153,448	385,523	385,523

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	－	340,422	4,029	344,452
当期変動額				
新株の発行		140,760		140,760
新株の発行（新株予約権の行使）		1,008		1,008
当期純利益		226,229		226,229
自己株式の取得	△50	△50		△50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			611	611
当期変動額合計	△50	397,946	611	368,558
当期末残高	△50	708,369	4,640	713,010

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　10年

工具、器具及び備品　３年～４年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については、個別の回収可能性を勘案して、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）（以下「収益認識会計基準等」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「７．収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

2．会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価は2,155,063千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　3,146千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　5,693,100株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　41株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　8,800株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金繰り計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について は、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
敷　　金	65,986千円	64,453千円	△1,533千円
資産計	65,986	64,453	△1,533
長 期 借 入 金 ※	40,856	40,804	△51
負債計	40,856	40,804	△51

※　１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区　　分	時			価
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
敷　　金	－千円	64,453千円	－千円	64,453千円
長 期 借 入 金	－	40,804	－	40,804

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価は、想定した賃借期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	0千円
未払事業税	4,698千円
未払金	259千円
敷金償却	716千円
繰延税金資産合計	5,673千円
評価性引当額	△716千円
繰延税金資産の純額	4,957千円

7．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	デジタルマーケティング事業	合計
サービス別		
インターネット広告	798,339千円	798,339千円
SEOコンサルティング	447,450	447,450
顧客との契約から生じる収益	1,245,789	1,245,789
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	1,245,789	1,245,789

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① インターネット広告サービス

運用型広告サービスが当社の主たる提供サービスであり、メディア運営会社から広告枠を仕入れ、顧客にコンサルティングを行った上で広告配信を代行するものであります。当該サービスの主な履行義務は、広告をメディアへ出稿することであるため、メディアに広告出稿がなされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。なお、当該取引は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用であるメディア運営会社に支払う費用を控除した純額を計上しております。

② SEOコンサルティングサービス

顧客のWebサイトの検索順位を、適切な施策により上昇させることで見込みユーザー増加に貢献するサービスであります。当該サービスの主な履行義務は、記事等コンテンツの納品及びコンサルティングサービスの提供であるため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	124円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	40円54銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月16日

株式会社ＡＶｉＣ
　取締役会　御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　安　原　　徹

代表社員 業務執行社員　公認会計士　中須賀　高典

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＶｉＣの2021年10月１日から2022年９月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年10月１日から2022年９月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月16日

株式会社ＡＶｉＣ　監査等委員会

常勤監査等委員　天　児　友　美　㊞

監査等委員　山　元　雄　太　㊞

監査等委員　浅　井　大　輔　㊞

（注） 監査等委員天児友美、山元雄太及び浅井大輔は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
	（電子提供措置等）
（新　設）	第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
	2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第８章　附　則	第８章　附　則
	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
（新　設）	第３条　2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
	2　本条の規定は、前項の株主総会の日から３か月を経過した日にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため１名を増員し、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	市原創吾（いちはらそうご） (1986年11月10日)	2009年４月 ㈱サイバーエージェント入社 2018年３月 当社入社、代表取締役社長就任（現任）	2,176,620株
	【選任理由】 市原創吾氏は、当社代表取締役社長に就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社ビジネスの発展を牽引してまいりました。その経験と見識を引き続き当社の経営に活かし、当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するため、取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	笹野誠（ささのまこと） (1987年11月13日)	2010年４月 ㈱みずほフィナンシャルグループ入社 2020年１月 当社入社、CFO就任 2020年２月 取締役CFO就任（現任）	23,300株
	【選任理由】 笹野誠氏は、当社CFOとして財務・資本戦略、IR等の分野を担っており、当社事業全般に関する豊富な見識を有しております。その経験と見識を引き続き当社の経営に活かし、当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するため、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	※ 長利一心（おさり かずし） (1981年5月26日)	2006年４月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 2015年４月 株式会社セガゲームス（現 株式会社セガ）入社 2018年３月 株式会社メルカリ入社 2020年４月 株式会社メルペイ取締役 2021年４月 株式会社メルコイン取締役 2022年１月 株式会社メルカリ執行役員 Marketplace COO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社メルカリ執行役員 Marketplace COO	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 長利一心氏は、経営戦略の分析・設計、及び会社経営における仕組み化について豊富な知見と経験を有しております。同氏の経験と見識を当社の経営に活かすとともに、経営監督機能を強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、当社は長利一心氏との間で、2022年6月から2022年11月の間にコンサルタント取引契約を締結し報酬を支払っておりますが、当社及び同氏の売上高に照らして取引額は僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。また、社外取締役選任の承認をいただいた場合には、同契約は終了となる予定であります。
３．長利一心氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
４．長利一心氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載のとおりです。取締役のうち再任の候補者については、選任が承認されますと、選任後も引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役浅井大輔氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
阿久津　操（あくつ　みさお） (1958年１月15日)	1980年４月 株式会社日本リクルートセンター（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 1995年７月 株式会社エイブル入社 1997年８月 株式会社プラザクリエイト（現 株式会社プラザクリエイト本社）入社 1999年７月 株式会社バックスグループ入社 2002年３月 株式会社アパマンショップネットワーク（現 APAMAN株式会社）入社 2004年３月 株式会社ココブリーズ設立　代表取締役就任（現任） 2006年２月 株式会社博展監査役就任 2009年３月 株式会社リブセンス監査役就任 2014年６月 弁護士ドットコム株式会社監査役就任（現任） 2015年５月 BASE株式会社監査役就任 2015年12月 キャスティングロードホールディングス株式会社（現 CRGホールディングス株式会社）監査役就任 2018年７月 AI inside株式会社監査役就任 2021年６月 AI inside株式会社取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年３月 株式会社プラン・ドゥ監査役就任（現任） 2022年11月 株式会社ジールアソシエイツ監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ココブリーズ代表取締役 弁護士ドットコム株式会社監査役 AI inside株式会社取締役（監査等委員）	－
【選任理由及び期待される役割の概要】 阿久津操氏は、上場会社の監査役としての豊富な経験と高い見識を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行の監査に関する助言及び意見を頂く事を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 阿久津操氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 阿久津操氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載のとおりです。阿久津操氏の選任が承認された場合、当該保険の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園二丁目４番１号
芝パークビルＢ館地下１階
「ＡＰ浜松町」Ｃルーム
TEL 03−5405−6109

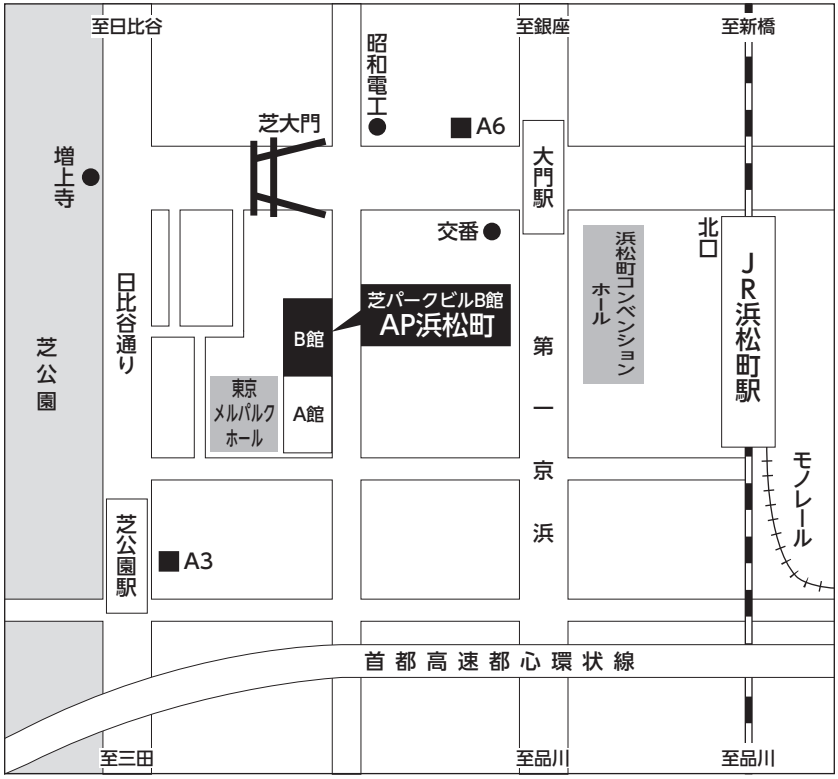

交通　都営三田線「芝公園駅」（Ａ３出口）　徒歩３分
都営浅草線・大江戸線「大門駅」（Ａ６出口）　徒歩３分
ＪＲ「浜松町駅」（北口）　徒歩７分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。